

白銅グループ
グリーン調達ガイドライン

第 1 版

2021 年 4 月
白銅株式会社

目次

1 .. はじめに	3
2 .. 適用範囲	3
3 .. 用語定義	3
4 .. パートナー様へのお願い	4
4.1 環境マネジメントシステムの構築	4
4.2 環境保全活動の実施	4
4.3 製品の環境アセスメントの実施	4
①関連法規制の順守	
②製品含有化学物質調査の実施	
③廃棄・処分の容易化	
④省資源・省エネルギー	
⑤再資源化	
⑥梱包材の環境配慮	
⑦輸送時の環境配慮	
4.4 情報提供及びリスクコミュニケーション	5
①製品調査へのご協力	
②パートナー様の管理体制の確認	
③管理対象物質に関する自発的な情報提供	
5 白銅グループグリーン調達（必須事項）	5
①目的	
②適用範囲	
③製品含有化学物質関連情報の提供	
④製品含有化学物質管理体制の構築・運用	
6. グリーン調達ガイドラインに関する運用	5

1. はじめに

近年、グローバルな環境規制の強化、深刻化する地球環境問題をはじめ、社会的要求がますます多様化し、企業に求められる社会的責任の範囲も広がって参りました。白銅グループは、ESG・SDGs 経営委員会の下、環境保全活動、並びにグリーン調達を推進展開しております。白銅グループは、グリーン調達が環境保全活動の重要課題であり、それが企業の社会的責任の一つであると認識し、環境保全活動に積極的なお取引先様から、環境に配慮した製品を優先的、且つ、継続的に調達していきます。なお、2015 年の国連統合目標 SDGs (アジェンダ 2030) が採択され、白銅グループにおいても事業活動や製品サービスで課題解決が求められています。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、白銅グループの国内関係会社がお取引先様（以下パートナー様と記載します）から調達する全ての製品に適用します。

3. 用語定義

本ガイドラインに用いられる用語は、「ISO14001 (JIS Q 14001) 環境マネジメントシステム」及び ISO9001 (JIS Q 9001) 品質マネジメントシステムと、JIS Z 7201:2017 製品 含有化学物質管理－原則及び指針による他、以下の通りです。

1) 製品の環境アセスメント・・・製品の構想設計、製造、流通、使用、廃棄等のライフサイクル全体の環境負荷を低減する配慮事項について評価することを表します。

2) 調達品・・・白銅グループでは、「非生産部門」が調達する事務・作業用品等と、「生産部門」が調達する生産資材等を区分・管理する。生産資材等の調達品は、当社グループの製品を構成する原材料、部品、中間製品、完成品、梱包材等の全部または一部とその付属品や補修品を表します。

3) 製品含有化学物質管理・・・chemSHERPA 製品含有化学物質管理ガイドライン（管理ガイド）の最新版を参照願います。

4) 管理対象物質・・・情報伝達の対象とする化学物質を表し、管理対象基準(法規制・業界基準)によって特定され、chemSHERPA 管理対象物質リストの最新版を参照願います。

4. パートナー様へのお願い

4. 1 環境マネジメントシステムの構築

白銅グループの調達品を生産販売しているパートナー様において、ISO14001 相当の要求事項を満足する環境マネジメントシステム※の構築をお願いします。

※エコアクション 21、エコステーション、KES等の第三者機関認定登録制度による環境マネジメントシステムも同等と致します。

4. 2 環境保全活動の実施

環境汚染に関する予防原則を踏まえた環境保全活動について、環境マネジメントシステムの改善や環境パフォーマンスの向上を確実に実施して下さい。

4. 3 製品の環境アセスメントの実施

製品の環境アセスメントの実施し、以下の各項目につき対応をお願いします。

① 関連法規制の順守

- ・ 調達品は、構成する原材料
- ・ 部品及びその製造・販売の関連法規制に適合すること

② 製品含有化学物質調査の実施

- ・ 管理ガイド及びツール等を活用し管理対象物質の製品含有調査を実施すること。

③ 廃棄・処分の容易化

- ・ 廃棄処理においては、管理対象物質の含有、温室効果ガス排出、大気汚染、水質汚染、土壌汚染等の全ての環境影響が最小化されていること。
- ・ 分離・分解が容易な設計であること。
- ・ プラスチック製品には材料名が表示されていること。

④ 省資源・省エネルギー

- ・ 設計開発による生産段階及び製品自体の小型軽量化
- ・ 長寿命化、希少資源の使用量削減等、省資源や省エネルギーに配慮されていること。

⑤ 再資源化

- ・再生資源/リユース部品が最大限に利用されていること。
- ・リサイクル・リユースに配慮した設計がなされていること。

⑥ 梱包材の環境配慮

- ・梱包材を構成する原材料に管理対象物質を含有していないこと、および再生材 の利用、省資源・省エネルギー等の環境に配慮されていること。

⑦ 輸送時の環境配慮 ・原材料の調達や製品の出荷に関して、温室効果ガスの削減等の環境に配慮された輸送であること。

4. 4 情報提供及びリスクコミュニケーション

①製品調査へのご協力

- ・調達品に関する製品含有化学物質調査に協力して下さい。

②パートナー様の管理体制の確認

- ・マネジメントシステムの自主点検や監査を実施して下さい。
- ・製品の環境不適合が発覚した場合は速やかに報告する。 別途協議の上、立入監査等に協力して下さい。

③管理対象物質に関する自発的な情報提供

- ・取引後に知り得た調達品の成分情報及び廃棄処理に関する配慮事項と、他社の事故・違反に関する更新情報等についても自発的に提供して下さい。

5. 白銅グループグリーン調達（必須事項）

白銅グループでは、前節4. 3項の①～③のグリーン調達要項に関連して、調達する生産資材等の製品含有化学物質情報を収集し、お客様に迅速に提供することが求められておりますので、以下の通り、ご協力をお願いいたします。

①目的

白銅グループが調達する生産資材等の納入品に含有する管理対象物質の適正管理を徹底するために、業界団体が定める基準やツールを活用し、管理対象 物質に関する製品含有化学物質情報や分析データを入手し、それらの情報を速や かにお客様へ提供することです。

②適用範囲

白銅グループの製品に使用する全ての原材料、部品、完成品、梱包資材、並びに、白銅グループの工場及び外注委託加工先の全ての生産工程で使用する搬送パレット類、治工具類や副資材等に適用します。

③製品含有化学物質関連情報の提供

管理対象物質の製品含有状況について、chemSHERPA のデータ作成支援ツール等を活用して、その調査結果を白銅グループの問合せ先に提出して下さい。

④製品含有化学物質管理体制の構築・運用

製品含有化学物質管理体制を構築することで、その関連データが一過性のものではなく、一貫性と継続性を持って適正に管理されていると判断致します。なお、管理ガイドを活用し、自主点検を実施し、改善・運用して下さい。

6. グリーン調達ガイドラインに関する運用

①本ガイドラインとは別に定める基本契約書、覚書、購入仕様書、図面等に明示されている環境要求に付きましては、該当する法規制等と照合して判断いたします。

②ご提供頂いた情報の機密保持については、十分に配慮し、厳重に取り扱い保管いたします。

③ご提供頂いた情報を元に調達品を選定・調達いたします。

④ご提供頂いた情報に関する変更・新たな情報がございましたら、その内容を速やかに、依頼元へご提供頂くようお願いいたします。

⑤なお、本ガイドライン等に関する質問等は、依頼元にご確認下さい。

発行元 白銅株式会社 ESG・SDGs 経営委員会

〒100-8302 東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル11階

制定：2021年4月